

地域包括支援センター等機能強化事業及び
集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業に関するQ & A

1. 各事業共通事項

○市町村地域包括ケア推進事業との関係

問) 本事業と平成22年度予算の「市町村地域包括ケア推進事業」との関係如何。

答) 平成23年度予算(案)においては、平成24年に向けて、より一層の地域包括ケアの推進を図る観点から、「市町村地域包括ケア推進事業」を廃止し、平成22年度に当該事業により実施していた2事業については、新規に創設する「24時間定期巡回・随時対応訪問サービス・家族介護者支援(レスパイトケア)推進事業のメニュー」として実施することとしたものである。

したがって、本事業の採択に当たっては、平成22年度に「市町村地域包括ケア推進事業」を実施していた市区町村については、その継続性を評価し、優先的に採択することを予定している。

○地域の課題を把握するための調査

問) 調査を新たに実施する場合、その経費は補助対象となるのか。

答) 補助対象外である。ただし、集合住宅に居住する要介護者等に対する総合支援事業を実施する際に、ニーズ量を把握するための詳細な調査を行う場合は、補助対象となる。

問) 調査の対象は本事業を実施する地域限定で実施することで構わないか。

答) 調査の手法について、対象地域を特定の地域に限定するか、市区町村全域において実施するか、あるいは二次予防事業の対象者把握事業とあわせて実施するかなど、コストや事務量等を市区町村が勘案し判断していただきたい。

問) 既存の調査で対応する場合、過去どの程度のところまで認められるのか。

答) できる限り、直近の調査を活用することが望ましいが、介護保険事業計画が

3年に1度見直されていることからすれば、3年程度遡った調査であれば、概ね地域の状況を把握できると考えられる。

※ 上記以外については、平成22年3月5日に開催した全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議資料もあわせて参照されたい。

○各事業と地域支援事業との関係

問) 本事業と地域支援事業の違いは何か。

答) 本事業は、各市区町村において、地域包括ケアシステムの構築のための道筋を付けていただくため、地域支援事業とは別枠の事業として実施するものであり、新たな事業展開の立ち上げ経費として活用願いたい。また、一方で本事業を契機として、全国的な地域包括ケアシステムの構築を展開していくことを想定しており、事業開始後の効果や課題等の検証を事業実施市区町村にお願いするものである。

問) 既に一般財源あるいは地域支援事業によって行っている事業を、本事業として実施することは可能か。

答) 例えば住民向けの啓発講座など、既に一般財源や地域支援事業を活用して実施している事業については、本事業として実施することはできないが、地域の課題を把握するための調査の結果、新たに別の事業として位置付けられるものであれば、実施することは可能である。

○補助額の目安について

問) 各事業の補助額はどの程度か。

答) 今後の市区町村からの協議状況によって多少変わる可能性はあるが、地域包括支援センター等機能強化事業については、基本3事業で800万円程度、選択事業（IT化推進事業）は別途1,000万円程度、集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業は、2,000万円程度を上限額とする予定である。

○国への報告

問) 国への報告に係る経費については補助対象となるのか。

答) 報告に係る旅費や資料作成に係る経費などについても補助の対象とする予定である。

2. 地域包括支援センター等機能強化事業

○事業を実施する範囲

問) 特定のセンター等だけではなく、全市的あるいは複数のセンター等において事業を展開することは可能か。

答) 地域の課題として複数のセンター等に共通する課題として把握されているのであれば、補助の範囲内で実施することは可能。例えば、3つの地域包括支援センターを抱える市区町村において、地域包括支援ネットワーク強化推進事業の地域コーディネーターを配置する場合、3つのセンターに1人ずつ配置するか、1人の担当者が3つのセンターを巡回しながら業務を行うかは市区町村において判断した上で実施することになるが、いずれの手法を選択したとしても国庫補助としては1市町村あたりでの定額補助となる。

○基本事業の3事業について

問) 基本事業に掲げられている3つの事業はすべて取り組まなければならないのか。

答) 地域包括ケアを効果的に展開していく観点からすれば、基本的には3事業を一体的に取り組む必要があるが、例えば既に老人保健福祉圏域で地域包括支援センター間で連絡会議を開催しているなど、既存の事業で同様の効果を得られる場合は、地域包括支援ネットワーク強化推進事業と地域の実情に応じた事業を実施するだけでも可能である。

また、例えば地域包括支援ネットワーク事業において、地域コーディネーターを配置する場合に、介護保険サービスや介護保険外サービス等収集する情報

範囲を徐々に拡大していくことや、地域包括支援センター等広域連携事業についてある程度事業の成果が見込まれる時点から実施するなど、それぞれの事業について、段階的に実施していくことも可能である。

よって、地域包括ケアの推進のため、本事業を活用して地域においてどう事業展開していくべきか、中長期的なビジョンを描いた上で、地域の実情に応じて事業を展開されたい。

○地域包括支援ネットワーク強化推進事業

問) 地域コーディネーターはどのような者を配置すべきか。

答) 地域コーディネーターに特別な資格等を求めるものではないが、地域包括支援センターの業務を理解していることや情報の収集にあたっては広く関係構築をしていく必要があることから、社会福祉士の有資格者や、地域で幅広く活躍している例えばまちづくり経験のある保健師といった行政OB、あるいは地域の有力な民生委員など、地域の実情に応じて雇用することとなる。

また、雇用形態については、その業務量等に応じて判断していただきたい。

問) 地域コーディネーターは地域包括支援センターに配置しなければならないのか。

答) 地域の社会資源等とのネットワーク作りなどは、地域によってはより多様性が求められるなど、必ずしも地域包括支援センター内だけで構築するものではないところもあるため、地域包括支援センター以外での配置も想定されるが、本事業の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターとの連携体制が確保されている必要がある。

問) 地域コーディネーターは、3職種や認知症連携担当者又は市区町村が独自に配置した既存の職員が兼務してかまわないか。

答) 業務に支障が生じない範囲での兼務は可能とする。但し、当該者が他の業務も行う場合は地域コーディネーターとしての業務とそれ以外の業務を区分し、地域コーディネーターの業務に応じて補助対象の範囲を決定するなどの整理が必要となる。

問) 地域コーディネーターの配置について、地域包括支援センターのサブセンターやブランチである在宅介護支援センターに配置することは可能か。

答) 地域コーディネーターの設置については、地域包括支援センターとの十分な連携を確保した上で、地域包括支援センター以外での設置も可能としており、在宅介護支援センターに配置することも可能である。

○地域包括支援センター等広域連携事業

問) センター連絡会議の「定期的に」とはどの程度の頻度を想定しているのか。また、会議に出席する者はどういうメンバーが良いか。

答) 本事業の効果やコスト等について周知していくことや、センターの課題や方向性の検討など、センターの位置付けを知る上で貴重な機会となることから、できるだけ会議の場を設定していただきたいが、少なくとも半年に1回程度は情報共有する場があることが望ましい。また、メンバーについては、地域の実情に応じて参加者を選定することとなるが、少なくともセンター職員と市区町村職員は参加することが求められるものと考えられる。

問) 周辺の地域包括支援センター等の協力が得られない場合は、参加するメンバーが想定よりも少なくなってもかまわないか。

答) できる限り協力を得られるよう働きかけていただきたいが、やむを得ず限定的に実施することもありうると考えられる。

問) 周辺の地域包括支援センター等の協力が得られない場合は、参加するメンバーが想定よりも少なくなってもかまわないか。

答) できる限り協力を得られるよう働きかけていただきたいが、やむを得ず限定的に実施することもありうると考えられる。

問) より広域連携を推進する観点から、都道府県と連携して都道府県内の全市区町村または一部の市区町村を対象として事業を実施してよいか。

答) 差し支えない。むしろ都道府県に積極的に協力を求め、広く厚く実施していただき、地域包括支援センターの縦の連携（当該センターを中心とした管内の事業所等との連携）と、横の連携（センター同士の連携）をうまく機能させる

ための研究を実施願いたい。

問) 外国講師を招いて事例研究等の勉強会を開催する際、関係する地域包括支援センター以外の事業所の職員も参加させてよいか。

答) 差し支えない。但し、本事業が地域包括支援センターに関する事業であることから、地域包括支援センターの職員を主たる対象者とし、余裕があれば他の関係者も参加させることとしたい。また、その場合に地域包括支援センター以外の事業所の職員は全対象の5割未満とするように願いたい。

○地域の実情に応じた事業

問) 地域の実情に応じた事業はどのような事業でも実施可能なのか。

答) この事業の目的は、「地域包括支援センター等のコーディネート機能の強化や地域課題に対応した課題解決の仕組み作りを行う」ものであり、目的に沿った事業内容であれば良いが、補助対象経費としては、協議書の「2. 市区町村において協議書を作成する際の留意点」で掲げる経費を予定しているので留意願いたい。

○地域の実情に応じた事業

問) 平成22年3月5日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議で示されているシステム構築のみ実施可能なのか。

答) 情報の共有化を図るなどセンター等の事務の軽減に資するIT関連の事業であれば、例示で示している情報ネットワークの構築に限るものではない。

3. 集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合支援事業

○24時間365日窓口対応サービス事業の委託先について

問) 事業の委託先はどのようなものが想定されるか。

答) 委託先については、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業者、在宅介護支援センター等、既存

の24時間365日営業を実施している者等を想定しているが、新規に本事業の趣旨に沿った窓口を設置することも差し支えない。

○24時間365日窓口対応サービス事業の通報設備について

問) 通報設備は夜間対応型訪問介護のオペレーションシステムを活用することも想定されるか。

答) 夜間対応型訪問介護の利用者の処遇に支障がない範囲であれば、差し支えない。

○事業内容の検証等に関する事業

問) 検証の方法や対象については市町村の任意の手法で差し支えないか。

答) 検証の方法等については、任意の方法で差し支えないが、概ね、次のような視点・観点からの検証をしていただきたい。

(1) 利用者に関する事項

ア 要介護度等の変化

イ 介護保険サービス及び介護保険外サービスの利用に関する意向

ウ 本事業におけるサービス利用の継続の希望（家族の希望も含む。）

エ 費用負担等に関する意向

(2) 24時間365日対応窓口サービス事業に関する事項

ア 連絡のあった回数及び時間帯等

イ 連絡に対して講じた措置

(3) 介護保険外サービス提供等事業に関する事項

ア 事業にかかった経費（人件費、管理費等）

イ 事業運営のための体制（人員配置、シフト等）

ウ 集合住宅等の限定されたエリアにサービス提供を行うに当たって特に留意した事項及び得られた効果等